

[事案 27-269] 損害賠償（配当金支払）請求

・平成 28 年 6 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時に元本割れについての説明がなかったなどとして、既払込保険料と同額を満期時に支払うことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 11 月に契約したことも保険について、以下の理由により、満期時に元本（支払った保険料全額）を支払ってほしい。

- (1) 申立人は、契約時、募集人から、増えることばかりの説明を受け、元本を保証するものではないという説明は受けておらず、募集人の説明は保険募集の取締に関する法律に反しており、説明義務違反があった。
- (2) 保険会社は、設計書と大きくかけ離れていることをわかっていながら、契約成立後に状況説明などを行なわなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険契約は、預金とは異なり、支払保険料が満期時に全額返還される性質のものではなく、募集人には元本割れに関する説明義務はない。
- (2) 契約時に確定額の配当金が支払われることが決まっていなかったことは約款に記載されており、設計書の配当金等の記載は冒頭に「約」を付して概算表示されており、配当金は変動（増減）し支払額を保証するものではない旨、利率が変更された場合祝金据置き額も変動する旨は、設計書、パンフレット等に記載されている。
- (3) 申立人に対し毎年、契約の現在状況、配当金の支払い状況を送付し、知らせている。
- (4) 募集人の行為は、不実告知、重要事項の不告知、断定的な判断に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、説明義務違反による不法行為にもとづき損害賠償を求める申立と解し検討したが、募集人の募集行為に、保険会社が損害を賠償しなければならない程度の違法性があると認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。